固定資産現所有者（相続人等）申告書　　【資産税課扱い】

令和　　年　　月　　日

（宛先）入間市長

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 【**現所有者**（相続人代表者）】**申　　告　　者** | 氏名（名称） | （フリガナ） | 被相続人との続柄　　 |  |
| 　　　　　　　　　　　　　  |
| 住　 　所 |  |
| 生年月日 |  年　 月　 日 | 電話番号 | －　　　－　　　　　　 |

　固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、入間市税条例第７４条の３の規定に基づき、地方税法第３８４条の３に規定する「現所有者（相続人等）」を申告いたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **被相続人**（登記簿又は固定資産課税台帳の所有者） | 氏　 　 名 | （フリガナ） | 死　亡　年　月　日 |
| 　　　　　　　　　　　　　　  | 年　 月　 日 |
| 住 　　 所 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **現所有者**（相続人等。※相続人代表者を除きます） | １ | 氏　 　　名 | （フリガナ） | 被相続人との続柄 |  |
| 　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 住　　 　所 | 　 |
| 生 年 月 日 | 年　 月　 日 | 電話番号 | 　　 －　 　　－　　　 |
| ２ | 氏　 　　名 | （フリガナ） | 被相続人との続柄 |  |
| 　　　　　　　　　　　　　　  |
| 住　　 　所 | 　 |
| 生 年 月 日 | 年　 月　 日 | 電話番号 | 　　 －　 　　－　　　 |
| ３ | 氏　 　　名 | （フリガナ） | 被相続人との続柄 |  |
| 　　　　　　　　　　　　　　  |
| 住　　 　所 | 　 |
| 生 年 月 日 | 年　 月　 日 | 電話番号 | 　　　 －　 　　－　　　　 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受付者 | 処理者（関連宛名確認） | 確認者 |
| ※入間市処理欄 |  |  |

【裏面へ続く】

**〔お問い合わせ番号：　　　　　　　　〕**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **現所有者**（相続人等。※相続人代表者を除きます） | ４ | 氏　 　　名 | （フリガナ） | 被相続人との続柄 |  |
| 　　　　　　　　　　　　　　  |
| 住　　 　所 |  |
| 生 年 月 日 | 年　 月　 日 | 電話番号 | 　　　 －　 　　－　　　　 |
| ５ | 氏　 　　名 | （フリガナ） | 被相続人との続柄 |  |
| 　　　　　　　　　　　　　　  |
| 住　　 　所 |  |
| 生 年 月 日 | 年　 月　 日 | 電話番号 | 　　　 －　 　　－　　　　 |
| ６ | 氏　 　　名 | （フリガナ） | 被相続人との続柄 |  |
| 　　　　　　　　　　　　　　  |
| 住　　 　所 |  |
| 生 年 月 日 | 年　 月　 日 | 電話番号 | 　　　 －　 　　－　　　　 |
| 備考欄　* 記入欄が足りない場合は、任意の別紙を添付してください。
 |

【注意事項、説明事項】

　１．「現所有者」とは、**基本的には「相続人」**のことを指します。

　２．固定資産税及び都市計画税は、毎年１月１日現在の所有者が納税義務を負います。

その所有者が、１月１日以降に死亡した場合、「現所有者」として相続人が連帯して納税義務を負います。

　３．この申告書は、相続人に、納税義務を負う「現所有者」の住所、氏名等の申告義務が法律及び市の条例で規定されたことにより提出を求めるものです(地方税法第384条の３、入間市税条例第74条の３)。

　４．この申告書は、相続等により「現所有者であることを知った日の翌日から３ヶ月を経過した日」までに市長に提出しなければなりません（入間市税条例第74条の３）。

　５．この申告書の提出により、提出の翌年度から、毎年５月郵送の納税通知書は、「現所有者（相続人代表者）」のもとに発送されます。

６． 所有者が死亡された年度は、納税通知書の名義は変わりませんが、この申告が地方税法第９条の２第１項を兼ねたものとして、賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類は代表者のもとに発送されます。

７． この申告書は、不動産登記法による相続の名義変更や相続税とは、一切関係がありません。従って、**登記の名義変更は、別途、法務局で手続きを行う必要があります。**また、登記による名義変更が行われた場合は、市が所有する固定資産課税台帳も登記名義人に合わせ変更されます。

**〔お願い〕相続等の事実及び被相続人と現所有者申告者（相続人代表者）の関係が分かる書類の添付をお願いします。**

**例：戸籍（除籍）謄本等の写し(コピー)**

**法定相続以外の場合は、遺産分割協議書または、遺言書の写し（コピー）等**